

所管部課	総務部防災安全課	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の				
	一部を改正する規則について	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市組織規則			
	部課機関	企画政策課			
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市組織規則の一部改正に伴い市の東大和市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織を再編成し、併せて分掌事務の一部を明確化するため、東大和市東大和市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則について所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月1日付けで予定されている組織改正に伴い、保護総務部及び保護まちづくり部の各班の編成を一部改正する。 保護地域福祉部の援護支援協力班の分掌事務を追加 <p>(2) 施行日</p> <p>令和5年4月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>市の組織及び事務分掌並びに実務と当該規則の整合性を図ることができる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議審議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。